

5月は「消費者月間」です！

くらしの窓
すぎなみ
臨時 176号
令和元年 5月
発行・杉並区立
消費者センター
☎ 03-3398-3141

テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～」



趣旨

「消費者庁 消費者ホットライン188 イメージキャラクター イヤヤン」

平成27年(2015年)国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境をめぐる広範な課題について、全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」世界の実現を目指す国際目標です。

翌年度日本政府もSDGs推進本部を立ち上げ具体的な施策に取り組んでいます。

消費者庁においても、この国際目標の達成に寄与するため様々な啓発活動などの施策を実施しています。消費者が安全・安心で豊かに暮らすことができる社会の実現に向け、消費者、事業者、地方公共団体、国などの全てのステークホルダーが共有し、連携して行動することのきっかけとするために、平成30年度に、「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない」を統一テーマに掲げました。

今年度も引き続き、様々な主体が当事者としてそれぞれの役割について考え、連携して行動していくきっかけとなるよう「ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない2019～」を統一テーマに掲げています。

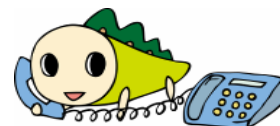
この記事に関する詳細は、消費者庁のHPをご覧ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/gekkan/2019/

(参考 消費者庁 国民生活センター)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター



相談電話 **03-3398-3121**

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

水辺の遊びではライフジャケットを着用しましょう！

事故を防ぐポイント

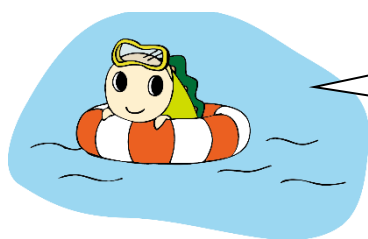
これから夏にかけて子どもたちが海や川などで遊ぶことが多くなりますが、事故も多く発生しています。子どもの不慮の事故による死亡原因として、溺死は交通事故の次に多く、その中でも、自然の水域での溺死が半数を占めています。

水辺の活動をするときには、ライフジャケットを積極的に着用しましょう

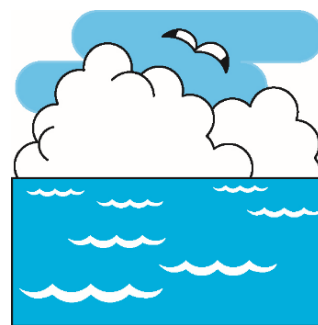
- 品質が確保されたライフジャケットを選びましょう。
桜マーク（国土交通省の型式承認、船舶用）や第三者機関による性能鑑定マーク、団体の認定マークがついていることも、品質や使用場面を判断する参考になります。）
- 体格に合ったライフジャケットを選択し、ベルトをしっかり締めましょう。
ライフジャケットが子どもの体格に合っていなかったり、ライフジャケットのベルトの締付けが不十分な場合、ライフジャケットが脱落したり、浮かんだ際のバランスが悪くなることがあります。

危険な場所には子どもを近づけないようにしましょう

ライフジャケットを使用していても危険な場所があります。例えば、せき提の下ではリサーキュレーション（循環流。川のせき提の下などに発生する上流側へ反転する流れ）が発生し、脱出が困難になることがあります。



プール以外は、
ライフジャケット
を着用してね！



「消費者庁 イラスト集より」

（参考 東京暮らしWEB）

杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

ホームページ

杉並区立消費者センター

検索



相談電話 **03-3398-3121**

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3階